

高松市監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項および第4項の規定により実施した監査の結果を同条第9項の規定により、また、改善を要する事項について高松市長から措置を講じた旨の通知があったので同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成13年6月4日

高松市監査委員 花崎 政美
同 吉田 正己
同 谷本 繁男
同 菰渕 将鷹

平成13年度定期監査の結果報告および定期監査の結果に基づく改善措置について

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成12年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
消防局	総務課 予防課 消防防災課 情報指令課 北消防署 南消防署 東消防署 西消防署	平成13年4月2日から 平成13年5月16日まで
各種行政委員会	監査事務局 選挙管理委員会事務局 公平委員会 農業委員会事務局 市議会事務局	

(2) 監査の方法

平成12年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が見受けられたので、その事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

(4) 改善を要する事項

見積徴取に伴う仕様書の作成を適正に行うべきもの

先進地視察バス借上げの見積説明の際に、業者に対し行程表だけを提示し、参加人数、添乗員の有無・人数、保険内容等を口頭で説明しているが、契約規則に基づき仕様書を作成した上で見積説明されたい。

(農業委員会事務局)

2 前回までの監査で指摘した事項に対する改善内容等

(1) 職員の事務分掌を改善すべきもの

(環境部環境保全課)

ア 改善を要する事項(要旨)

高松市から高松市衛生組合連合会に対する補助金の支出事務において支出側である環境保全課の出納事務と受入側である同衛生組合連合会の出納事務を同一職員が行っており、内部牽制組織上問題があるので、事務分掌を改善されたい。

イ 改善された内容(措置通知日、平成13年3月19日)

高松市から高松市衛生組合連合会に対する補助金の出納事務については、事務分掌を明確にし、同一職員が行うことのないよう改善をした。

(2) 管理運営委託先の備品購入について、受託者が購入する明確な基準を作成すべきもの

(健康福祉部健康福祉総務課)

ア 改善を要する事項(要旨)

高松市総合福祉会館管理委託料に備品購入費相当額を委託料の積算に含めた場合、備品の購入について、高松市で購入するのか、高松市福祉事業団で購入するのかを示す明確な基準を作成されたい。

イ 改善された内容(措置通知日、平成12年4月27日)

図書を除く備品購入費の取扱いについては、基準を作成し、原則として高松市が購入することとし、平成13年度の高松市総合福祉会館管理委託契約を締結した。

(3) 補助事業等実績報告書に事業成果を記載すべきもの

(健康福祉部健康福祉総務課)

ア 改善を要する事項(要旨)

社会福祉法人高松市社会福祉協議会が実施している「ふれあいのまちづくり事業」のうち、ふれあい相談センター事業について、実績報告書を提出させているが、その報告書に事業成果(相談件数、専門機関等の紹介件数および在宅福祉等の件数)を記載させ、事業効果を把握できるようにされたい。

イ 改善された内容(措置通知日、平成12年4月27日)

事業効果を把握するため、平成12年度の実績報告書に事業成果を添付させるとともに、平成13年度以降も事業成果の提出を義務づけた。